

議案第二十四号

三朝町交通遺児手当支給条例の制定について

次のとおり三朝町交通遺児手当支給条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町交通遺児手当支給条例

(目的)

第一条 この条例は、交通遺児について交通遺児手当を支給することにより、交通遺児の健全な育成を図り、もつてその福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「交通遺児」とは、義務教育終了前の児童（十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の 中学部に在学する児童を含む。）で町内に住所を有するものうち、その養育者が交通事故（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十二条第一項に規定する交通事故をいう。以下同じ。）により死亡し、又は廃疾の状態（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）別表に定める程度の廃疾の状態をいう。以下同じ。）となつたもの（夫（婚姻）の届出をしていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。が交通事故により死亡し、又は廃疾の状態となつた当時胎児であつた子が生まれた場合における当該子を含む。をい

2 この場合において「養育者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 父

二 母（父が死亡し、若しくは廃疾の状態にあるとき又はこれらと同様の状態にあるときに限る。）

三 児童を監護し、かつ、その生計を維持する者で、前二号に掲げる者以外のもの（父及び母が死亡し、若しくは廃疾の状態にあるとき、又はこれらと同様の状態にあるときに限る。）

（手当の支給）

第三条 町長は、交通遺児の養育者又は後見人若しくはこれに準ずる者（以下「養育者等」という。）に対し、交通遺児手当（以下「手当」という。）を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当する交通  
遺児については、支給しない。

一 父がその生計を維持するに至つた者

二 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情  
にある場合を含む。）をした者でその配偶者と生計を同じくするもの

三 父から認知された者でその父と生計を同じくするもの

四 養子となつた者

（手当の額）

第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、  
二千円に手当を支給する交通遺児の数を乗じて得た額とする。

（認定）

第五条 交通遺児の養育者等は、手当の支給を受けようとするときは、その  
受給資格及び手当の額について、町長の認定を受けなければならない。

(支給期間及び支払期月)

第六条 手当の支給は、交通遺児の養育者等が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 交通遺児の養育者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、交通遺児の養育者等がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年三月、七月及び十一月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(手当額の返還)

第七条 町長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がある

ときは、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(規則への委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。